

中国地方広域連合調査特別委員会資料

(平成24年8月20日)

■中国地方広域連合の検討状況について

【国出先機関の地方移管に係る動き】

- 国出先機関の地方移管に係る動きについて 1ページ

【制度比較】

- 特定広域連合と広域連合等との制度比較 7ページ
- 特定広域連合・広域連合・一部事務組合 一覧表 8ページ

【中国経済産業局】

- 中国経済産業局 組織図 9ページ
- 中国経済産業局 組織規則 10ページ
- 中国経済産業局 事務・事業の概要 12ページ

【関西広域連合】

- 関西広域連合の活動等の概要について 18ページ

【別冊】

- 関西広域連合パンフレット

企 画 部

国出先機関の地方移管に係る動きについて

1 最近の国の動き

○国出先機関の地方移管に係る特例法案「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、閣議決定に至っていない状況である。

6月 8日 政府の第9回「アクション・プラン」推進委員会（特例法案の概要等が提示された。）

6月12日 民主党地域主権調査会の海江田会長より前原民主党政調会長へ中間報告

7月25日 民主党地域主権調査会の議論再開

2 中国地方における広域連合に係る動き

(1) 国への意思表示（手挙げ）

○8月7日（火）、石井岡山県知事（中国地方知事会長）ほか中国5県関係者が、後藤内閣府副大臣に対し、別添の共同声明「国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について」等を提出し、意思表示（手挙げ）を行った。

○これに対し、後藤副大臣からは、次のような発言があった。

- ・基本的には、共同声明に記載された方向で進めていく。
- ・しかし、特に大規模災害時について市町村が懸念を示している。市町村に対しては、丁寧な説明が必要である。県からもよく説明していただきたい。
- ・民主党内においてもいろいろな意見がある。
- ・人員や財源については、年内に取りまとめ・整理をしたい。
- ・今後開催される「アクション・プラン」推進委員会には、中国地方知事会にも出席していただく。

(2) 検討の状況

○移譲対象機関

- ・経済産業局のほか、地方環境事務所について、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図る。（今後、中四国サミット（10月16日開催予定）で議論・調整を行う見込み。）

○持ち寄り事務

- ・「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」だけでなく、例えば「広域観光」、「広域産業振興」、「中山間地域振興」などについても検討を行う。

3 鳥取県における市町村への説明等の状況

6月20日 市長会事務局及び町村会事務局に説明

6月26日 町村会の副町長研修会で、副町長等に説明

7月 2日 町村会役員会で説明

7月 3日 4市（竹内鳥取市長ほか）に説明

7月10日 県・市町村行政懇談会（中部ブロック）で知事と市町長とが意見交換

7月27日 県・市町村行政懇談会（東部ブロック）で知事と市町長とが意見交換

8月28日 県・市町村行政懇談会（西部ブロック）で知事と市町村長とが意見交換（予定）

〈説明等の際に出された主な意見等〉

- ・市町村の意見を十分聞いてほしい。
- ・国から権限移譲を受ける際、広域連合まで留めず、更に県又は市町村に移譲する方が良いものもあるのではないか。
- ・広域連合における意思決定ルールをしっかりと構築することが必要である。
- ・財源の保障は大丈夫か。
- ・検討している広域連合と道州制との関係はどうか。
- ・地方整備局の地方移管については、災害対応等の観点から全国で慎重な意見が多いので、慎重に対応していただきたい。 など

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について 【 共同声明 】

国の出先機関の事務・権限の移譲については、6月1日に開催した中国地方知事会議において、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める方針を、別紙のとおり合意し、併せて、特例制度の課題解決に向けた共同アピールを採択した。

我々としては、国の出先機関の地方移管は、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化など、真の分権型社会の実現に大きく寄与する改革とすべきと考えており、地域の実情に応じた政策展開を通じて、住民サービスの向上を図ることを目的として、当面、中国経済産業局の事務・権限の移譲を求める。

このため、今後、受皿となる特定広域連合の設立に向けた準備を鋭意進めるとともに、その他の移譲対象出先機関についても、中国地方の実情を勘案しながら段階的に検討を進めることとする。なお、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図ることとする。

特例制度については、国の関与や人員移管、財源等の課題があることから、政府においては、これらの課題を解決するとともに、出先機関の原則廃止を確実に実行するため、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限の尽力をいただくよう、また、詳細な制度設計に当たっては、地方の意見に十分に耳を傾け、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすることを要請する。

平成24年8月7日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について
【 合 意 内 容 】

1 基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

2 特定広域連合を設立する場合のイメージ

(1) 設立のねらい

- 地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

(2) 移譲を受ける出先機関

- 当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- 地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

(3) 持ち寄り事務

- 広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

3 今後の進め方

- 合意内容について、各県において議会に説明した上で、国に対して意思表示を行う。

平成24年6月1日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る特例制度について

政府は、平成22年6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、その柱の1つである「国出先機関の原則廃止」については、同年12月に閣議決定した「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」において、今通常国会に法案を提出することを目指すとした。

その後の政府の検討は、遅々として進まず、地方としては改革の停滞・後退を懸念していたところ、昨年10月に、野田総理から、地域主権改革を野田内閣の最重要課題の1つとして、総理自身が先頭に立って改革をやり抜くとの覚悟が示され、広域連合への移譲の方針が明らかにされたところである。

中国地方知事会としても、出先機関の原則廃止を前に進めるため、国の検討状況も踏まえながら、広域連合の設立に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、先般、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」やその後示された法案骨子については、我々から見て、国の強い関与や不明確な財源など、いくつもの問題を内包しており、「地域のことは地域で決める」という地域主権改革の本来の趣旨と合致しないものとなるおそれがある。

さらに、移管する業務の範囲の決定については先送りされるとの懸念がある。

政府においては、「一丁目一番地」の政策であるとうたった地域主権改革を成し遂げ、真の分権型社会を実現するため、出先機関の原則廃止を確実に実行するとともに、関係法案の立案や詳細な制度設計に当たっては、我々地方の意見に十分に耳を傾け、地域の実情に応じた国の出先機関の事務・権限の移譲等が行われるよう、次の事項について強く要請する。

1 国の役割の明確化

国の出先機関の事務・権限には、全国的な観点から優先順位を定め、予算の配分や調整を行っているものや、国が出先機関を通じて地方の状況を把握しているものがある。地方に移譲された際には、こうした国の政策に関わる役割がどのようになるのか、明らかにされていない。国が引き続き果たすべき役割や、国と地方の新しい責任分担など、重要な課題について適切に解決されることが必要であり、国の考え方を早期に示すこと。

2 執行機関の在り方

特定広域連合には、事務等移譲計画毎に、移譲事務等に関し特定広域連合の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する職を置くこととされているが、特定広域連合の組織については、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすること。

3 区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括しなければならないものとするなどされているが、柔軟な対応が図られるようにすること。

4 効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることとされているが、移譲事務との関連性については、移譲の条件とはせず、地方の自主性・主体性に委ねること。

5 移譲対象となる事務等

移譲対象出先機関単位ですべての事務等を移譲することを基本とすること。なお、移譲の例外とする事務が存する場合は最小限とすること。

6 国の関与等

国による関与（協議、同意、許可・認可・承認、指示等）や並行権限行使を必要に応じて柔軟に設けるなどとされているが、最小限のものとする。また、移譲事務等に対する事業計画についても、同意が必要な内容は最小限のものとするとともに、同意を得る期間の終期設定を検討すること。

移譲事務等は原則自治事務とすべきであり、仮に法定受託事務とするとしても、それは当面の時限的な措置とし、見直しを検討すること。

7 人員の移管

国において要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とするとされ、詳細は人材調整準備会合で検討されるものであるが、必要な要員数、人員構成、移管に伴う財源措置について、地方の意見を踏まえた上で、早急に方向性を明らかにすること。

8 財源

移譲事務等の実施に要する財源については、改革の理念に沿った必要な措置を講ずることとされているが、業務を適時適正に実施するため、必要かつ十分な財源措置を講じるとともに、早期に財源フレームを明らかにすること。また、財源措置について不服がある場合は、特定広域連合から内閣総理大臣へ意見書等の提出ができるよう手続の整備を検討すること。

9 一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管

「アクション・プラン」に掲げている直轄道路・直轄河川など、一の都道府県内で完結する事務・権限の原則移管についても、同時並行で早急に取り組むこと。

平成24年6月1日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

特定広域連合と広域連合等との制度比較

企 画 課

【制度等】

◎広域連合（地方自治法第284条第1項）

- ・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲を受ける。

◎特定広域連合

- ・都道府県により構成される上記の広域連合であって、国出先機関（現在のところ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所）の管轄区域を包括するもの。

※一部事務組合

- ・構成団体の事務の共同処理を目的とするためのものであり、国からの権限移譲の受け皿として想定されているものではない。

【ポイント】 ○ … メリット、● … デメリット

〈国からの権限移譲〉

- 「広域連合」及び「特定広域連合」のいずれも、国から直接権限移譲を受けることができる。
- 「広域連合」は、（国出先機関に限らず、）国の権限について、「個別の権限」ごとの移譲を想定している。
 - ⇒ 国との個別協議が必要であり、移譲へのハードルが高い。
- 「特定広域連合」は、対象の国出先機関（経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所）の「機関単位」での移管（丸ごと移管）を可能とする。
 - ⇒ 特例法により、事務移譲計画を作成し、総理大臣に申請し認定を受けることにより、移譲が実現。

〈国からの権限移譲に伴う措置〉

- 「広域連合」は、国の権限移譲に伴う措置（職員の引継ぎ、財政上の措置等）が法律（地方自治法）上規定されていない。⇒財源が保障されず。
- 「特定広域連合」は、国の権限移譲に伴う措置（職員の引継ぎ、財政上の措置等）が、法律上規定される。⇒ 財源が保障されている。

〈市町村の意見反映〉

- 「広域連合」は、市町村の意見反映の仕組みが法律（地方自治法）上規定されていない。
- 「特定広域連合」は、市町村の意見反映（計画策定（事務移譲・実施）時の意見反映）が、法律上規定される。協議の場の設置も制度化される見込み。

〈その他〉

- 「特定広域連合」については、地方整備局の移管に関し、大規模災害時の対応が不安などの声がある。
 - ※特例法では、非常事態等の場合で、国民の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は、国は、特定広域連合に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができることとされる。

特定広域連合・広域連合・一部事務組合 一覧表

企 画 課

区分	一部事務組合	広域連合	特定広域連合
団体の性格	○ 特別地方公共団体	○ 特別地方公共団体	○ 特別地方公共団体
構成団体	○ 都道府県、市町村及び特別区	○ 都道府県、市町村及び特別区	○ 2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域が移譲対象特定地方行政機関(※)の管轄区域(当該管轄区域に含まれないこととする)について相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。 (※経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所)
設置の目的	○ 構成団体又はその執行機関の事務の一部を共同処理する	○ 多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲を受ける	○ 国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図り、住民の福祉の向上に寄与する
設置の手続き	○ 構成団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事(都道府県の加入するものは総務大臣)の許可を得て設置する	○ 構成団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事(都道府県の加入するものは総務大臣)の許可を得て設置する ○ 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成する	○ (広域連合に同じ)
組 織	○ 議会一長(執行機関) ○ 議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される	○ 議会一長(執行機関) ○ 議会の議員及び執行機関は、直接公選又は間接選挙により選出される ○ 広域連合は、国の地方行政機関の長、都道府県知事、学識経験者等から構成される協議会を設置できる	○ (広域連合に同じ) ○ 認定を受けた特定広域連合は、理事会制(※)の規定の適用が除外される (※広域連合制度への理事会制の導入に係る法案は国会へ提出済み)
構成団体との関係等		○ 構成団体へ規約を変更することができる ○ 広域計画の実施について関係地方公共団体へ勧告することができる	○ (広域連合に同じ)
国等からの事務・権限の移譲		○ 国又は都道府県は、広域連合に対し直接権限事務の移譲を行うことができる ○ 広域連合は都道府県(都道府県の加入する広域連合は国)に権限・事務を移譲するよう要請することができる。ただし、要請に応える法的義務はなし	○ 特定広域連合は、国が定める事務等移譲基本方針に即して、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに事務等移譲計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受ける ○ 特定広域連合が事務等移譲計画の認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の事務等が移譲される ○ 事務等の移譲に伴う措置(職員の引継ぎ、財政上の措置等)に関する規定が整備される
団体からの構成員の離脱	○ 構成団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない	○ 構成団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない	○ (広域連合に同じ)
解 散	○ 構成団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事へ届出をしなければならない	○ 構成団体の協議を経て、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない	○ (広域連合に同じ)

中国経済産業局 組織図

中国経済産業局

総務企画部

総務課 TEL(082)224-5615 参事官(広報担当) TEL(082)224-5618	経済産業局行政の総合調整、政策評価、渉外、人事、文書、秘書、庶務
広報・情報システム室 TEL(082)224-5618	政策普及、広報、局内業務の情報処理の推進、情報システムの開発、運用管理
情報公開室 TEL(082)224-5615	情報公開
企画調査課 TEL(082)224-5633 参事官(企画担当) TEL(082)224-5626	地域経済活性化に関する施策の企画立案・総合調整、景気動向分析、地域経済動向分析、商工業統計、鉱工業指数、産業連関表
会計課 TEL(082)224-5622	予算、決算、出納、物品管理、契約参加資格の受付

地域経済部

地域経済課 TEL(082)224-5684 参事官(電子・情報産業担当) TEL(082)224-5630	部の総合調整、経済構造改革の推進、金融、税制、商工会議所指導、産業(基礎、機械、生活、繊維、住宅、窯業建材、情報サービス、伝統的工芸品)の振興、化学物質の安全管理、化学兵器禁止条約関連、地域情報化の推進、産業クラスター活動(太陽電池関連産業プロジェクト、広域連携事業(LED)等)の推進
競争環境整備室 TEL(082)224-5734	競争紛争の処理
産業人材政策課 TEL(082)224-5683	産業人材の育成、雇用の促進
次世代産業課 TEL(082)224-5680 参事官(産学官連携・産業クラスター担当) TEL(082)224-5760	新産業戦略の総合調整・企画、新規・成長分野展開支援、競争力強化支援、技術振興、試験研究の企画立案・振興・成果普及、産学官連携の推進、工業標準化の推進、各機動成制度による事業化支援、産業クラスター活動(先進環境対応車プロジェクト、広域連携事業(医療・福祉機器、バイオ・機能性食品、ロボット、航空機))の推進
特許室 TEL(082)224-5625	工業所有権の指導・奨励、普及、特許等情報の閲覧

産業部

産業振興課 TEL(082)224-5638	部の総合調整、産業立地、工業団地・用水、車両競技
アルコール室 TEL(082)224-5681	工業用アルコールに関わる流通管理(使用などの許認可、報告徴収、立入検査など)
国際課 TEL(082)224-5659	通商、輸出入・地域の国際交流・対内対外投資等の推進
流通・サービス産業課 TEL(082)224-5655	物流の効率化・適正化、サービス産業の振興、中心市街地の活性化支援、卸・小売業の振興、商店街振興、デザインの指導・奨励
大規模小売店舗立地法相談室 TEL(082)224-5665	大規模小売店舗立地法に関する情報の提供、相談、苦情の処理
コンテンツ産業支援室 TEL(082)224-5655	符号、音符、映像等の制作・保管、ゲーム用ソフトウェア、映画産業、印刷業・製本業、レコードその他情報記録物、広告代理業に関する企画・立案及び発達・改善・調整
消費経済課 TEL(082)224-5671	割賦販売・特定商取引の適正化、計量士試験に関すること
消費者相談室 TEL(082)224-5673	消費者相談
製品安全室 TEL(082)224-5671	製品安全、家庭用品品質表示の指導
中小企業課 TEL(082)224-5661 参事官(中小企業新事業担当) TEL(082)224-5658	中小企業の金融・税制、連携推進、経営支援、経営革新、適正取引、官公需、高度化、地場産業、地域資源活用、小規模事業者対策、再生支援
新事業支援室 TEL(082)224-5658	中小企業の新事業創出、創業支援

資源エネルギー環境部

資源エネルギー環境課 TEL(082)224-5713	部の総合調整、電気・ガス事業の監査、熱供給事業に関すること
資源エネルギー環境広報推進室 TEL(082)224-5713	エネルギーに関する広報
環境・リサイクル課 TEL(082)224-5676	資源リサイクル、産業公害の防止、循環型地域システムの構築
エネルギー対策課 TEL(082)224-5741 参事官(エネルギー企画担当) TEL(082)224-5818	エネルギー使用合理化の推進、省エネルギーの普及・啓発、新エネルギーの導入促進、エネルギー社会システムの構築、次世代コンビナートプロジェクトの推進
資源・燃料課 TEL(082)224-5722 参事官(石油担当) TEL(082)224-5715	鉱物資源の開発、鉱業の振興、鉱業権・租鉱権の出願・登録、採石・砂利採取業の振興、石油製品の需給・品質確保、石油・石油製品の備蓄、揮発油販売業の登録
電力・ガス事業課 TEL(082)224-5738 参事官(ガス事業担当) TEL(082)224-5745	電気事業に関する許認可、公聴会、電源開発の推進、電力需給、電気の供給計画、発電水力の開発・調査、ガス供給基盤の整備
ガス事業室 TEL(082)224-5745	一般ガス事業・簡易ガス事業の許認可、公聴会、ガスの供給計画

中国経済産業局 組織規則

部	課室	条項	所掌事務		
総務企画部	総務課 広報・情報システム室 情報公開室	229条	1 機密に関すること。		
			2 経済産業局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。		
			3 局長の官印及び局印の保管に関すること。		
			4 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。		
			5 経済産業局の保有する情報の公開に関すること。		
			6 経済産業局の保有する個人情報の保護に関すること。		
			7 経済産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。		
			9 経済産業局の所掌事務に関する政策の評価に関すること。		
			10 経済産業局の行政の考査に関すること。		
			11 広報に関すること。		
			12 経済産業局の機構及び定員に関すること。		
	20 経済産業局の情報システムの整備及び管理に関すること。				
	27 前各号に掲げるもののほか、経済産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。				
	企画調査課	229条	8 経済産業局の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。		
			21 経済産業省の所掌事務に関する調査に関する事務の総括に関すること。		
			22 経済産業省の所掌事務に関する内外経済事情及び経済政策の調査に関すること。		
			23 経済産業省の所掌事務に関する経済に関する長期計画に関すること。		
			24 商鉱工業に関する統計調査に関すること。		
			25 経済産業省の所掌事務に関する統計に関する事務の総括に関すること。		
26 経済産業省の所掌事務に関する統計調査の結果の総合的解析に関すること。					
会計課	229条	13 経済産業局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。			
		14 経済産業局の所掌に係るエネルギー対策特別会計の経理に関すること。			
		15 経済産業局の所掌に係る特許特別会計の経理に関すること。			
		16 経済産業局所属の行政財産及び物品の管理に関すること。			
		17 経済産業局所属のエネルギー対策特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関すること。			
		18 経済産業局所属の特許特別会計に属する行政財産及び物品の管理に関すること。			
		19 経済産業局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。			
		地域経済部	地域経済課 競争環境整備室	230条	1 経済構造改革の推進に関すること。
					2 産業構造の改善に関すること。
3 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。					
4 市場における経済取引に係る準則の整備に関すること。					
5 工業所有権及びこれに類するものの保護及び利用に関すること。					
6 民間における技術の開発に係る環境の整備に関すること。					
7 前各号に掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること。					
8 地域における商鉱工業一般の振興に関すること(産業部の所掌に属するものを除く。)					
9 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。					
10 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。					
11 前2号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整に関すること。					
12 工業標準の普及その他の工業標準化に関すること。					
13 経済産業省の所掌に係る技術に関する事務の総括に関すること。					
14 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価に関すること。					
15 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する調査に関する事務の総括に関すること。					
16 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する総合的な調査に関すること。					
17 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること(総務企画部及び産業部の所掌に属するものを除く。)					
18 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること(産業部及び資源エネルギー環境部の所掌に属するものを除く。)					
19 経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。					
20 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費(生糸及び蘭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整に関すること(産業部及び資源エネルギー環境部の所掌に属するものを除き、航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)					
21 鉄鋼、鉄鋼製品、軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属、非鉄金属製品、金属くず、化学工業品、機械器具、鑄造品、鍛造品、繊維工業品、雑貨工業品及びこれらに類するもの(油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、銃砲、医療用機械器具及び木竹製品並びに土木建築材料(木材を除く。)を含み、化学肥料、飲食料品、農薬、鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。)					
22 経済産業省の所掌に係る物資(電力を含む。次号において同じ。)の需給の調整に関する事務の総括に関すること。					
23 経済産業省の所掌に係る物資の価格に関する事務の総括に関すること。					
24 経済産業省の所掌に係る金融上の措置に関する事務の総括に関すること。					
産業人材政策課 次世代産業課 特許室 事業化支援室	230条				25 非鉄金属(核燃料物質を除く。)の回収及び再生に関すること。
					26 住宅設備機器及びインテリア用品に関する事務の総括に関すること。
					27 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
					28 化学肥料(炭酸カルシウムを除く。)の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること。
					29 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。
					30 化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。
					31 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、鉱工業の発達及び改善を図るものに関すること。
					32 情報処理の促進に関すること。
					33 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関すること。
					34 弁理士に関すること。
					35 中小企業の技術の向上に関すること(産業部の所掌に属するものを除く。)
					36 中小企業の新技術を利用した事業活動の促進に関すること(産業部の所掌に属するものを除く。)

中国経済産業局 組織規則

部	課室	条項	所掌事務		
産業部	産業振興課 アルコール室	231条	1 産業立地に関すること。		
			2 産炭地域の振興に関すること。		
			3 工業用水道事業の助成及び監督に関すること。		
		233条	5 産業部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。		
			6 アルコール(アルコール事業法(平成12年法律第36号)第2条第1項に規定するアルコールをいう。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。		
			7 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。		
			1 輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。		
		234条	2 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。		
			3 通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。		
			4 前3号に掲げるもののほか、通商に関すること(通商経済上の国際協力(経済協力を含む。)に関するものを除く。)		
			1 経済産業省の所掌に関する国際関係事務の総括に関すること。		
			2 通商経済上の国際協力に関すること。		
			3 経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。		
	流通・サービス産業課 入店検小売店舗立地法相談室 コンテンツ産業支援室	231条	8 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。		
			9 経済産業省の所掌に係るサービス業に関する事務の総括に関すること。		
			10 通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。		
			12 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に関すること。		
			13 物資の流通(輸送、保管及び保険を含む。)の効率化及び適正化に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。		
	消費経済課 消費者相談室 製品安全室	231条	4 適正な計量の実施の確保に関すること(資源エネルギー環境部の所掌に属するものを除く。)		
			11 商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関すること。		
			14 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。		
			15 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること。		
			16 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。		
			中小企業課 新事業支援室	231条	17 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画及び立案に関すること。
					18 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること(地域経済部の所掌に属するものを除く。)
	19 中小企業の新たな事業の創出に関すること(地域経済部の所掌に属するものを除く。)				
20 中小企業に係る取引の適正化に関すること。					
21 中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。					
22 中小企業の経営の安定に関すること。					
23 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること。					
24 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関すること。					
25 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること。					
26 中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあっせんをすること。					
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課 資源エネルギー環境広報 環境・リサイクル課	235条	17 資源エネルギー環境部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。		
			19 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。		
			21 エネルギーに関する原子力政策に係る広報の実施に関すること。		
	エネルギー対策課	235条	2 経済産業省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。		
			3 経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。		
			4 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。		
			5 経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。		
			6 経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。		
			7 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。		
			8 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の施行に関すること。		
			9 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の施行に関すること。		
			10 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の施行に関すること。		
			11 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の施行に関すること。		
資源・燃料課	235条	12 使用済み自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の施行に関すること。			
		13 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。			
		17 資源エネルギー環境部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。<再掲> 18 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)の施行に関すること。			
電力事業課	235条	14 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭、その他の鉱物及びこれに類するものに並びにこれら製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。			
		15 鉱物の賠償に関すること。			
ガス事業課	235条	16 鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの及び非鉄金属の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整に関すること(地域経済部及び産業部の所掌に属するものを除く。)			
		17 資源エネルギー環境部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。<再掲> 19 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること。<再掲> 20 電気の適正な計量の実施の確保に関すること(電気の取引に関するものに限る。)			

中国経済産業局 事務・事業の概要

H24.8.20 企画課

区分		主な事務・事業 (H23ベース)						移譲の効果・メリット	
		名称	内容	対象者	スキーム	局の事務	県の関与		
A 中小企業の支援	1	地域資源	a 中小企業地域資源活用プログラム	中小企業が地域資源(産地の技術、農林水産物、観光資源等)を活用して行う新商品・新サービスの開発等に対して支援を行う	中小企業者	①県が基本構想を策定し、経産大臣が地域資源を認定 ②中小企業者が計画を作成し、県へ申請 ③県が意見を付して経産局へ提出 ④経産大臣(経産局長へ委任)の認定 ⑤支援の実施	○窓口業務 ○計画認定 ○助成事務	○窓口業務 ○意見書提出	○二重行政の解消 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
	2	農商工連携	a 農商工等連携促進法による支援	農林漁業者と中小企業者が共同で行う新商品・新サービスの開発等に対して支援を行う	中小企業者、農林漁業者	①農林漁業者と中小企業者が共同で計画を作成し、経産局へ提出 ②経産大臣(経産局長へ委任)の認定 ③支援の実施 ※農水大臣(農政局)への手続きも可	○窓口業務 ○計画認定 ○助成事務	-	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
			b 中国地域「植物工場みらいフォーラム」	植物工場みらいフォーラム参加企業等への情報提供を行うホームページを開設	中小企業者等	-	○広報	○フォーラムに参加	○二重行政の解消 ○啓発事業の一体的展開
	3	新連携	a 新連携事業支援	複数の異分野の中小企業がノウハウ・技術等の経営資源を持ち寄って行う新事業分野開拓に対して支援を行う	中小企業者(複数)	①中小企業者が計画を作成し、経産局へ提出 ②経産大臣(経産局長へ委任)の認定 ③支援の実施 ※新連携支援地域戦略会議がサポート	○窓口業務 ○計画認定 ○助成事務 ○事務局運営	-	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
	4	ものづくり支援	a ものづくり日本大賞	ものづくりに携わっている優秀な人材を表彰し、記念フォーラムを開催	企業、NPO等	①経産局へ応募 ②経産大臣が決定	○窓口業務 ○広報	-	○二重行政の解消 ○啓発事業の一体的展開
	5	海外販路開拓支援	a 中小企業海外展開支援事業	世界に通用するブランド力の確立を目指して、複数の中小企業等が連携して行う取組に対して支援を行う	商工団体、中小企業者グループ等	①中小企業者グループ等が経産局へ申請 ②経産局が採択 ③支援の実施	○窓口業務 ○助成事務	-	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
			b 中国地域中小企業海外展開支援会議	中小企業の海外展開を支援するため、国、地方自治体、支援機関が連携し、中小企業海外展開支援会議を設置	中小企業者等	-	○会議事務局	○メンバー参加	○地元のニーズを的確に反映
	6	新規事業・創業関連の施策	a エンジェル税制	ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して支援を行う	ベンチャー企業、個人投資家	①ベンチャー企業が経産局へ申請 ②経産局が経産大臣の確認書を交付 ③ベンチャー企業が個人投資家へ書類を交付 ④個人投資家が税務署へ確定申告	○窓口業務 ○交付事務	-	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化
b 中国地域版新規事業のための支援施策ガイド			中国地方に所在する創業希望者や企業のための施策ガイド	創業希望者、企業等	-	○広報	-	○啓発事業の一体的展開	
7	中小企業支援ネットワーク強化事業	a 中小企業支援ネットワーク強化事業	中小企業が抱える経営課題への支援を強化するため、支援機関等によるネットワークを構築し、窓口相談、専門家派遣等を実施	中小企業者	-	※パソナへ事業委託	-	○二重行政の解消 ○地元のニーズを的確に反映	
8	金融支援	a セーフティネット保証制度	取引先の再生手続きや事業活動の制限、災害、金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業に対して、保証限度の別枠化を実施	中小企業者	①国が事業者を指定 ②事業者(中小企業者)が市町村へ申請し、市町村長が認定 ③事業者が金融機関又は信用保証協会へ認定書を提出し、融資申込み	○広報	-	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映	
		信用保証協会法関連事務	新認可等	信用保証協会	-	○監督事務	○監督事務	○身近な窓口へ一本化	

12

中国経済産業局 事務・事業の概要

H24.8.20 企画課

区分		主な事務・事業 (H23ベース)						移譲の効果・メリット			
		名称	内容	対象者	スキーム	局の事務	県の関与				
A 中小企業の支援(続き)	9	下請取引・官公需	a	下請取引関連セミナーの開催	下請取引関連の講習会、セミナーの開催	中小企業者等	—	○広報	—	○啓発事業の一体的展開	
			b	官公需施策	官公需法に基づき、中小企業者に関する国等の契約の方針を策定	中小企業者	—	○広報	○契約実績調査の実施	○啓発事業の一体的展開 ○地元のニーズを的確に反映	
	10	再生支援	a	産業活力再生特別措置法による支援	産業活力再生特別措置法に基づき、事業者が行う既存事業の選択と集中、新分野への事業拡大に対して支援を行う	中小企業者、大企業	①事業者が計画を作成し、経産局へ提出 ②経産大臣(経産局長へ委任)が認定 ③支援の実施	○窓口業務 ○計画認定	—	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映	
			11	事業承継	a	中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル	中小企業経営承継円滑化法の申請について、記載方法や添付書類等を解説	中小企業者	—	○広報	—
	12	人材対策事業	a	新卒者就職応援プロジェクト	新卒者を対象に、採用意欲のある中小企業の現場等で長期職場実習(インターンシップ)を実施	新卒者、中小企業者	①新卒者、中小企業者が事業実施者(学情、パソナ)へ応募 ②職場実習の実施	○広報	—	○身近な窓口へ一本化 ○地元のニーズを的確に反映	
			13	伝統的工芸品	a	中国地方の伝統的工芸品紹介	経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の紹介	事業者等	—	○広報	—
	14	商工団体	a	商工会議所法関連事務	許認可等	組合等	—	—	◎監督事務	◎監督事務	—
			b	中小企業団体の組織に関する法律関連事務	許認可等	組合等	—	—	◎監督事務	◎監督事務	—
			c	中小企業団体等協同組合関連事務	許認可等	組合等	—	—	◎監督事務	◎監督事務	—

13

中国経済産業局 事務・事業の概要

H24.8.20 企画課

区分	主な事務・事業 (H23ベース)							移譲の効果・メリット
	名称	内容	対象者	スキーム	局の事務	県の関与		
B 産業クラスター・ 産学官連携・IT・ 産業技術・知的財産	1 産業クラスター	a 新成長産業創出促進事業(先進環境対応車技術集積の形成及び事業展開プロジェクト事業)	5年から10年先の自動車の市場と技術の動向を見据え、中国地域における自動車産業集積とそのポテンシャルを最大限に高める取組に対して支援を行う	企業等	①事業者が経産局へ応募 ②経産局長が採択 ③支援の実施	○窓口業務 ○事業採択 ○助成事務	—	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
		b 中国地域・先進環境対応車クラスタープロジェクト	中国地域の自動車関連産業の競争力強化及び事業機会拡大のため、産学官連携により支援を行う	企業等	—	○調整事務	—	○身近な窓口へ一本化 ○地元のニーズを的確に反映
		c 地域金融機関との連携推進プログラム	地域金融機関が持つ広範なネットワークと関係支援機関との連携を強化し、新事業・新製品創出を展開する企業等に対して施策の普及を行う	金融機関、企業等	—	○調整事務	—	○二重行政の解消 ○地元のニーズを的確に反映 ○啓発事業の一体的展開
	2 産学官連携	a 中国地域産学官コラボレーション会議	中国地域の産学官連携を推進するため、産学官コラボレーション会議を設置	産学官メンバー	—	○事務局運営(共同)	○メンバー参加	○二重行政の解消 ○啓発事業の一体的展開
		b インテレクチャル・カフェ	大学の若手研究者、企業・行政等の交流会を定期的に開催(中国地域産学官コラボレーション会議主催)	大学、企業、行政等	—	○広報	—	○地元のニーズを的確に反映 ○啓発事業の一体的展開
	3 情報関連施策(IT)	a 個人情報保護法関連事業	経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護に向けた円滑な取組を促すためのガイドラインを策定	企業・団体等	—	○広報	—	○啓発事業の一体的展開
		b ちゅうごく地域クラウドビジネス推進ネットワーク	クラウドの利活用による、中小企業とITベンダー等との連携による競争力強化、新ビジネス創出等を図るためのコミュニティを設置し、セミナー、研究会等を開催	企業、団体等	—	○事務局運営	—	○二重行政の解消 ○啓発事業の一体的展開
	4 技術開発の推進	a サポートイング・インダストリー(ものづくり基盤技術の高度化)	中小企業が行うものづくり基盤技術の研究開発、成果利用に対して支援を行う	中小企業者	①中小企業者が計画を作成し、経産局へ申請 ②経産大臣(経産局長へ委任)が認定 ③支援の実施	○窓口業務 ○計画認定 ○委託事務	—	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
	5 知的財産の保護・活用	a 知財総合支援窓口の設置	県ごとに知的財産に関するワンストップサービスの窓口を設置	中小企業等	—	○調整事務	—	○啓発事業の一体的展開
		b 特許等取得活用支援事業	ワンストップサービスを提供する事業者に対して支援(委託事業)を行う	単独、複数(コンソーシアム)の事業者	①事業者が経産局へ応募 ②経産局長が選定 ③委託契約の締結	○窓口業務 ○事業者選定 ○委託事務	—	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化
		c 中国地域知的財産戦略本部	中国地域における知財マインドの向上、デバйдの解消、知財に係る関係者の連携推進等を目的として、中国地域知的財産戦略本部を設置	企業、弁理士、大学、支援機関等	—	○事務局運営	—	○啓発事業の一体的展開
	6 産業人材の育成	a ~ひと~中国地域における人材育成・確保ベストプラクティス集	企業の人材育成・確保に係る考えや取組事例をまとめた小冊子を作成・発刊	中小企業者等	—	○広報	—	○啓発事業の一体的展開
b 人材戦略講演会		人材戦略、人材マネジメントに係る講演会を開催	中小企業者等	—	○広報	—	○啓発事業の一体的展開	

14

中国経済産業局 事務・事業の概要

H24.8.20 企画課

区分	主な事務・事業 (H23ベース)						移譲の効果・メリット	
	名称	内容	対象者	スキーム	局の事務	県の関与		
C 企業立地・商業サービス	1 企業立地	a 企業立地促進法による支援	事業者が行う企業立地又は事業高度化に対して支援を行う	企業	①県・市町村が基本計画を作成し、経産大臣に協議 ②経産大臣の同意 ③事業者が計画を作成し、県へ申請 ④県が承認 ⑤支援の実施	○窓口業務 ○計画同意	○計画作成 ○窓口業務 ○計画承認	○二重行政の解消 ○地元のニーズを的確に反映
		b 国内立地推進事業	サプライチェーンの中核となる代替が効かない部品・素材分野とわが国将来の雇用を支える成長分野における生産拠点に対して支援を行う	企業、中小企業者グループ	①事業者が事務局(野村総研)へ応募 ②事務局が採択 ③支援の実施	※申請窓口は野村総研	-	○二重行政の解消 ○地元のニーズを的確に反映
		c 中国地域の工場立地動向調査	調査・統計	-	-	○調査事務	-	-
	2 まちづくり	a 中心市街地活性化法による支援	市が作成する中心市街地活性化基本計画に基づき、市、事業者等が行う商業活性化、都市機能の集積促進、まちなか居住推進等の取組に対して支援を行う	市、組合、事業者等	①市が基本計画を作成し、内閣総理大臣へ申請 ②内閣総理大臣が基本計画を認定 ③市、事業者が事業計画を経産局へ申請 ④経産大臣(経産局長へ委任)が認定 ⑤支援の実施	○窓口業務 ○計画認定 ○助成事務	-	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
		b 地域商店街活性化法による支援	商店街活性化事業計画に基づき、商店街の組合が行う商店街への来訪者増を通じて事業者の事業機会の拡大の取組に対して支援を行う	組合等	①組合が事業計画を作成し、経産局へ提出 ②経産大臣(経産局長へ委任)が認定 ③支援の実施	○窓口業務 ○認定事務 ○助成事務	○意見提出	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
		c 大店立地法関連事務	情報提供・調査・統計	県、事業者等	-	○調査事務 ○相談事務	○監督事務	-
	3 物流施策	a 物流総合効率化法による支援	立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現に対して支援を行う	企業等	①事業者が総合効率化計画を作成し、経産局へ提出 ②経産大臣(経産局長へ委任)が認定 ③支援の実施	○窓口業務 ○認定事務	-	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
		b 中国グリーン物流パートナーシップ会議	荷主企業と物流事業者が連携して行うCO2排出量削減の自主的取組を促進するため会議を設置し、セミナー等を開催	企業等	-	○事務局運営(共同)	-	○啓発事業の一体的展開
	4 観光施策	a 中国地区観光立国推進省庁連携会議	観光立国実現のため、観光関連5機関による連携会議を設置し、相談業務等を実施	観光客等	-	○メンバー参加	-	○啓発事業の一体的展開
		b 近代化産業遺産	わが国産業の近代化に大きく貢献した建物・設備等を観光等に活用するため、近代化産業遺産に認定	観光客等	-	○広報	-	○啓発事業の一体的展開
	5 サービス産業施策	a サービス生産性向上「運動」	サービス産業に関する科学的・工学的アプローチの普及、支援基盤づくりを「運動」とし、関係4機関により推進	企業等	-	○メンバー参加	-	○啓発事業の一体的展開
		b ハイ・サービス日本300選	サービス産業のイノベーションや生産性向上を図るため、各分野の優良事例を紹介し、企業の一層の取組を喚起	企業等	-	○広報	○候補者推薦	○啓発事業の一体的展開
	6 CB/SB(コミュニティビジネス/ソーシャルビジネス)	a 中国地域CB/SB推進協議会	中国地域のCB/SB事業者及び支援者がネットワークを形成し、社会的課題をビジネスとして解決する動きを活性化する場として、推進協議会を設置	CB/SB事業者、企業、支援機関等	-	○運営協働	-	○啓発事業の一体的展開

15

中国経済産業局 事務・事業の概要

H24.8.20 企画課

区分	主な事務・事業 (H23ベース)							移譲の効果・メリット
	名称	内容	対象者	スキーム	局の事務	県の関与		
D 環境・資源・エネルギー	1 環境関連施策	a 新成長産業創出促進事業(バイオマス・ファインケミカルズ・リファイナリーシステム構築事業)	中国地域においてバイオマスのマテリアル・ケミカル等の高付加価値利用を行う取組に対して支援を行う	事業者	①事業者が経産局へ応募 ②経産局が採択 ③支援の実施	○窓口業務 ○事業採択 ○助成事務	-	○二重行政の解消 ○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
		b 中小企業等産業公害防止対策調査	調査・統計	-	-	○調査事務	-	-
	2 省エネルギー施策	a 国内排出削減量認証制度基礎整備事業	排出削減事業者の国内クレジット制度への参加を促すため、排出削減事業計画書の作成等に対して支援(委託)を実施	中小の商工業者、農林業者、地方自治体等	①事業者が経産局へ応募 ②経産局が採択 ③委託契約の締結	○委託事務	-	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化 ○地元のニーズを的確に反映
		b 省エネ施策と国内クレジット制度セミナー	中小企業等におけるエネルギーコスト削減、CSR対応を促進する国内クレジット制度の概要を説明	中小企業者等	-	○広報	-	○啓発事業の一体的展開
		省エネ法関連事務	許可等	事業者	-	○監督事務	-	-
	3 エネルギー教育	a エネルギー教育推進会議	エネルギー環境教育を推進する会議を設置	学校、家庭、地域社会等	-	○オブザーバー参加	-	○啓発事業の一体的展開
	4 新エネルギー施策	a 住宅用太陽光発電導入支援対策事業	住宅用の太陽光発電システム設置に対して支援を行う	個人、法人等	①設置予定者が太陽光発電協会へ申請 ②支援の実施	○広報	-	○啓発事業の一体的展開
		b Sun2(さんさん)太陽光ネットワーク	中国地域における公共・産業分野への太陽光発電普及に向けた取組を加速化させるため、関係機関によるネットワークを設置	国、県、政令市、大学、支援機関等	-	○事務局運営	○メンバー参加	○啓発事業の一体的展開
	5 電気自動車の普及	a クリーンエネルギー自動車等導入費補助事業	クリーンエネルギー自動車及び充電設備の導入に対して支援を行う	個人、リース会社、法人等	①導入予定者が次世代自動車振興センターへ申請 ②支援の実施	○広報	-	○身近な窓口へ一本化 ○迅速な決定、手続きの簡素化
		b 中国・四国エリア充電スポットマップ	中国・四国エリアの電気自動車急速充電スポットの情報を提供	電気自動車利用者	-	○広報	-	○啓発事業の一体的展開
	6 原子力	a 原子力関連情報提供	わが国の原子力政策、その他原子力関連情報を提供	-	-	○広報	-	○啓発事業の一体的展開
	7 電力事業	電気事業法関連事務	許可等	-	-	○監督事務	-	-
		b 管内(中国地域)産業用電力(大口)需要実	調査・統計	-	-	○調査事務	-	-
	8 ガス事業	ガス事業法関連事務	許可等	-	-	○監督事務	○監督事務	-
		b 中国地域の一般ガス需要実績	調査・統計	-	-	○調査事務	-	-
9 石油(含むLPガス)	揮発油等品質確保法関連事務	許可等	-	-	○監督事務	-	-	
	b 液化石油ガス関連事務	許可等	-	-	○監督事務	-	-	
	c 中国地域石油製品(燃料油)販売状況	調査・統計	-	-	○調査事務	-	-	

16

中国経済産業局 事務・事業の概要

H24.8.20 企画課

区分		主な事務・事業 (H23ベース)						移譲の効果・メリット	
		名称	内容	対象者	スキーム	局の事務	県の関与		
E 製品安全・消費者行政	1 消費者行政	a	特定商取引法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	—	
		b	割賦販売法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	◎監督事務	
	2 製品安全室	a	電気用品安全法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	—	
		b	消費生活用製品安全法	許認可等	事業者	—	◎監督事務	◎監督事務	
		c	製品安全点検日	毎月第三火曜日を「製品安全点検日」とし、情報提供を実施。	消費者・事業者	—	◎広報	—	
	3 消費者相談室	a	消費者相談室	経産省所管の物資(商品)及び役務(サービス)等について、消費生活に関する苦情の相談を受け付け。	消費者	—	◎相談事務	—	○身近な窓口へ一本化 ○啓発事業の一体的展開
b		消費生活安心カイト	消費生活に関する情報提供カイト	消費者・事業者	—	◎広報	—	○啓発事業の一体的展開	
F その他	1 通商・貿易	a	中国圏貿易概況	調査・統計	—	—	◎広報	—	
	2 市場競争を巡る紛争の相談	a	市場競争を巡る紛争に関する相談窓口	公正かつ有効な市場競争を確保するために、事業者間の競争紛争に関する情報を総合的に受け付ける窓口を設置。	事業者等	—	◎相談事務	—	○啓発事業の一体的展開
	3 工業標準化法(JISマーク表示制度)	a	工業標準化法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	—	
	4 商品先物取引法	a	商品先物取引法関連事務	許認可等	投資者等	—	◎監督事務	—	
	5 アルコール事業法	a	アルコール事業法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	—	
	6 計量法	a	計量法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	—	
	7 鉱業法	a	鉱業法関連事務	許認可等	事業者	—	◎監督事務	—	
	8 採石法	a	採石法関連事務	許認可等	事業者、県	—	◎監督事務	—	
	9 砂利採取法	a	砂利採取法関連事務	許認可等	県	—	◎監督事務	◎監督事務	

17

関西広域連合の活動等の概要について

1 関西広域連合議会

(1) 議会の構成

議員定数：29名

府県市名	議員定数	議員（敬称略）（数字は関西広域連合議会での期数）
滋賀県	3	谷康彦①、家森茂樹①、吉田清一②
京都府	3	田中英夫①、山口勝②、中小路健吾②
大阪府	5	上島一彦①、杉本武①、富田健治①、横倉廉幸①、吉田利幸②
兵庫県	4	岸口実①、大野ゆきお①、日村豊彦①、山口信行②
和歌山県	3	中拓哉①、中村裕一①、尾崎要二②
鳥取県	3	福間裕隆①、藤井省三①、山口享①
徳島県	3	福山守①、北島勝也①、竹内資浩②
大阪市	2	木下誠①、小玉隆子①
堺市	1	西村昭三①
神戸市	1	（平成24年8月14日加入（総務大臣許可））
京都市	1	（平成24年8月14日加入（総務大臣許可））

議長：田中英夫議員（京都府選出）

副議長：日村豊彦議員（兵庫県選出）

(2) 議会活動

○定例会及び臨時会

- ・定例会（2月、8月）及び臨時会（1月、6月）を開催している。

○常任委員会

- ・平成24年6月臨時会において、これまで設置されていた「総務常任委員会」に加え、新たに「産業環境常任委員会」及び「防災医療常任委員会」の2つの委員会が設置された。
- ・本県選出議員は、次の委員会に所属されている。
 - 総務常任委員会：福間議員、藤井議員、山口議員
 - 産業環境常任委員会：福間議員、山口議員
 - 防災医療常任委員会：藤井議員

○議会活動の充実

- ・各府県代表議員で構成される理事会で議員活動の充実策を検討している。
- ・広域連合議会の事務局体制の強化を図っている。（平成23年9月から専任職員を配置）

2 関西広域連合委員会

- 構成団体の多様な意見を的確に反映するとともに、各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成府県知事・市長を構成員とする広域連合委員会を設置し、原則として毎月1回開催している。

3 事業展開

(1) 各分野の取組

- 「広域防災」、「広域観光・文化振興」、「広域産業振興」、「広域医療」及び「広域環境保全」の5分野で分野別広域計画を策定した（平成24年3月）。

- その他、各分野における主な取組は、次のとおり

【広域防災】

- ・広域応援訓練（事務局訓練）を実施した。（平成23年10月）
- ・関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定を締結した。（平成23年11月）

【広域観光・文化振興】＝鳥取県参加分野（設立当初より）

- ・官民一体で中国（北京市、上海市）及び韓国（ソウル）へトッププロモーションを実施し、関西（KANSAI）の観光の魅力や安全性等をPRした。（平成23年7月、9月）
- ・山陰海岸ジオパークを巡る広域観光ルートを関西観光・文化振興計画の中に位置付けた。

【広域産業振興】＝鳥取県参加分野（平成24年度より）

- ・「関西ものづくり中小企業」と日産自動車株式会社とのビジネスマッチング商談会を実施した。（平成24年1月）

【広域医療】＝鳥取県参加分野（設立当初より）

- ・京都府・兵庫県・鳥取県ドクターヘリの共同運航を実施している。

【広域環境保全】

- ・節電対策重点キャンペーンを実施した。（平成23年6月）
- ・「関西スタイルのエコポイント」試行事業を実施した。（平成23年7月～12月）

【資格試験・免許等】

- ・資格試験免許統合システムを開発した。

【広域職員研修】

- ・和歌山県高野山で、30歳代職員対象の政策形成能力研修を実施した。（平成23年8月、10月）

【新たな広域課題への対応】

- ・関西における広域交通インフラに関する総合的な検討・調整を行う「広域インフラ検討会」を設置した。（平成23年7月）
 - ※「広域インフラ検討会」に「日本海側拠点港分科会」を設置した。（平成23年4月）
- ・新たなエネルギー社会づくりに向けて「エネルギー検討会」を設置した。（平成23年8月）

(2) 国出先機関対策

- 国出先機関の原則廃止の実現に向け専門的に検討する「国出先機関対策委員会」を設置した。(平成23年2月)
- 内閣府「アクション・プラン」推進委員会に出席し、移管を求める提案を行った。(平成23年2月、7月、10月、12月、平成24年2月、3月)
- 九州地方知事会とともに、「経済産業局」、「地方整備局」及び「地方環境事務所」の3機関の「丸ごと移管」を求めることを決定した。(平成23年5月)
- 本部事務局に、国出先機関対策プロジェクトチームを設置した。(平成23年6月)

(3) 首都機能バックアップ構造の構築

- 政治、行政、経済の中核機能の首都一極集中に対し、非常事態に備え、関西での首都中枢機能をバックアップすることを提言した。(平成23年4月、5月)

(4) 節電・エネルギー対策

- 経済活動に支障の無い範囲で、家庭やオフィスなど事務部門に「年間を通じ5%、ピーク時10%」節電の呼びかけ、サマータイムなど行政の率先行動を実施した。(夏)
- 家庭やオフィス等に10%以上の節電を呼びかけた。(冬)

(5) 主な政策提案、提言等

- 平成24年度国の予算編成等に対する提案
- 平成25年度国の予算編成等に対する提案
- 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- 北陸新幹線の早期全線整備を求める決議
- 京都舞鶴港及び境港の日本海側拠点港選定を求める要請
- 豊かな森林を活用した温室効果ガス削減に関する提案
- 運輸事業振興助成交付金の法制化に強く抗議する声明
- 今冬の節電に関する政府への意見と関西広域連合の取組みについて
- TPPにあたっての農林水産業等への対応について
- 総合特区の指定と支援措置の充実に関する要望 など

(6) 住民参画

- 広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について住民から幅広く意見を聴取するため、55名の委員(うち7名は公募による委員)から構成される「広域連合協議会」を設置した。(平成23年9月及び平成24年4月に開催)
- 分野別広域計画のパブリックコメントを実施し、93件の意見結果と関西広域連合の考え方を公表した。
- 関西広域連合のホームページを立ち上げるとともに、出前講座を実施するなど、タイムリーな情報発信を行っている。
- 広域連合委員会、広域連合議会及び広域連合協議会のインターネット中継を実施している。